

旭川市では農業の6次産業化を支援しています



令和4年度 加工・販売施設整備等

支援事業補助金のお知らせ



1 募集事業の区分及び補助の内容

(1) 加工・販売施設等整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）

- 対象事業 ①農畜産物加工施設や加工機器，農畜産物販売施設を新規に整備する事業
②処理能力・品質向上のために行う施設改良及び機器類を更新する事業
③衛生対策のために行う施設改修及び機器類を更新する事業
④直売所の経営安定化のために行う施設改修及び機器類を整備する事業
- 対象経費 施設設計費，施設建設費・付帯工事費，資材購入費，機器，設備取得費，
経営診断費

補助率等 事業費の50%以内，上限200万円以内。（予算の範囲内）

(2) 商品開発事業（新型コロナウイルス感染症対策）

対象事業 新商品開発，新商品の市場開拓

対象経費 試作原材料費，機械装置・加工施設等の借上料，外注加工費，パッケージ
デザイン料，検査分析費，市場調査研究費，広告宣伝費展示会等出展費

補助率等 事業費の50%以内，上限10万円以内。（予算の範囲内）

2 事業期間

令和5年2月28日までに完了する事業

3 応募方法

申請書に必要書類を添付し，担当（下記）まで持参又は郵送にて提出してください。

※ 申請書様式は旭川市ホームページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）

（事業者向け→農・商・工業→農業と地域のために）からダウンロードできます。

4 募集（受付）期間

令和4年4月20日（水）から12月21日（水）まで（土・日・祝日を除く）

ただし，締め日（5月以降の毎月第4水曜日※12月のみ第3水曜日）ごとに審査，
交付（不交付）決定を行い，予算がなくなった時点で受付を終了します。



【担当・問い合わせ先】

〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 水道局庁舎4階
旭川市 農政部 農業振興課 園芸係

TEL 0166-25-7438/FAX 0166-26-8624